

ふくおかエコ事業所応援 book

環境にやさしい活動に取り組む

ECO

エコ事業所



対象 福岡県に在所する事業所

CONTENTS

【実践編】

1. 福岡県エコ事業所応援事業
2. 省エネルギー対策
3. 再生可能エネルギー活用
4. 自動車の電動化などの対策
5. 中小企業向けの環境マネジメントシステム（EA21）

【知識編】

6. 気候変動の現状と国内外の動向
7. 脱炭素経営の考え方
8. SDGs の取組
9. 従業員の環境教育のためのサイト活用
10. 関連する法律・条例と問い合わせ先
11. 参考文献一覧

本書は、福岡県内の省エネ等に取り組む事業者の皆様に向けて、その活動を支援・促進するために作られたものです。事業所の省エネ対策や活動計画の立て方、環境マネジメントシステム等を掲載した「実践編」と、今後さらにステップアップを目指すための「知識編」で構成されています。本書を通して、事業所の脱炭素化の一助になれば幸いです。

1.【実践編】福岡県エコ事業所応援事業

まずはエコ事業所に登録、自社の状況を把握する

1

福岡県では事業所における省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策を推進するため、エコ事業所応援事業を行っています。

エコ事業所応援事業では、環境にやさしい活動に取り組む事業所を登録し、入札加点、低金利融資、取組表彰などを行うことで、その活動を支援しています。

福岡県ではエコ事業所を募集しています！

詳しくは「ふくおかエコライフ応援サイト」をご覧ください。

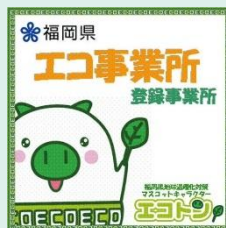
<https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html>

🔍 ふくおかエコライフ エコ事業所

問合せ：福岡県環境部脱炭素社会推進課
地域脱炭素推進係

電話：092-643-3356

メール：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp



(1) エコ事業所とは

エコ事業所：福岡県内に所在するすべての事業所（事務所、工場、店舗、学校、病院 など）のうち、電気やガソリンの使用量削減等の環境に優しい活動に取り組むことを宣言する事業所

取組内容：①電気使用量の削減に向けた取組

例：節電、再生可能エネルギーの活用など

②自動車燃料使用量の削減に向けた取組

例：エコドライブの推進、エコカーへの買替など

③その他の地球にやさしい（環境に配慮した）活動

例：3Rの推進、グリーン調達、従業員のエコファミリーへの参加など

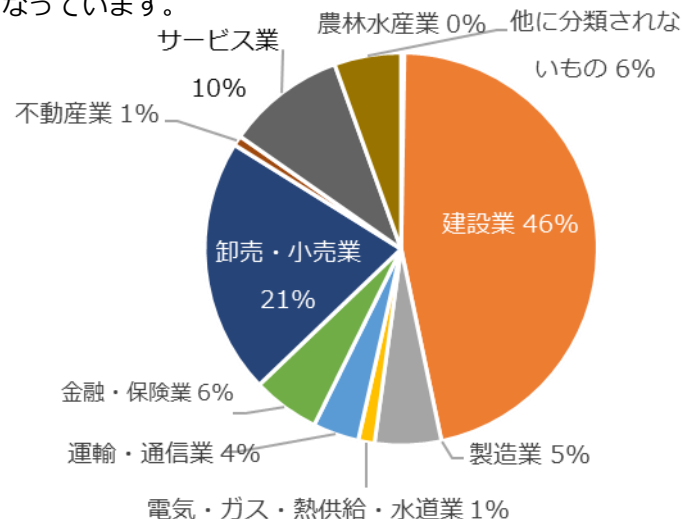
申込：インターネットで申込、もしくはエコ事業所宣言書（申込書）を福岡県脱炭素社会推進課に送付

報告：ふくおかエコライフ応援サイトに入力、もしくは取組結果届出書を福岡県脱炭素社会推進課に提出

(2) 福岡県内のエコ事業所

福岡県内にはエコ事業所が2,670事業所登録されています(2026年3月現在)。

このうち、業種別では建設業が46%と最も多く、次いで卸売・小売業、サービス業の順となっています。



(3) エコ事業所登録の5つのメリット

エコ事業所に登録することで、以下のようなメリットがあります。

メルマガ配信

省エネの取組に役立つセミナーや支援制度などの情報をお届けします。

入札での加点(県)

特定の入札参加資格審査（格付け）において加点されます。

表彰

電気使用量の削減、自動車燃料使用量の削減、その他地球にやさしい活動で優秀な取組をした事業所を表彰します。

登録証の交付

事業所ごとに登録証とステッカーが交付されます。

低金利融資

電気使用量の削減、自動車燃料使用量の削減、その他地球にやさしい活動で優秀な取組をした事業所を表彰します。

(4) 実績の見える化

ふくおかエコライフ応援サイトでは、下記の機能を活用できます。
まずは自社のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を記録し、現状を把握しましょう。

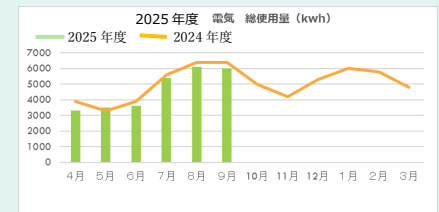


CO₂排出量の自動集計

- 毎月入力した使用量等から、CO₂排出量の合計値、光熱水費の削減額が自動計算され、取組が具体的な効果として「見える化」されます。
- CO₂排出量の削減率に応じ、電気と自動車部門別の順位が表示されます。

CO₂排出量、電気使用量等が自動でグラフ化

- 電気、ガスなどの使用量や料金を毎月入力すると、自動でCO₂排出量を計算し、グラフ化されるため、取組のチェックに大変便利です。
- グラフを職場で提示し、従業員の皆様に啓発していただくよう、専用印刷画面も用意しています。



ランキング表示

- 電気、自動車燃料使用量の削減部門別、業種別にランキング表示され、毎月、順位を更新します。



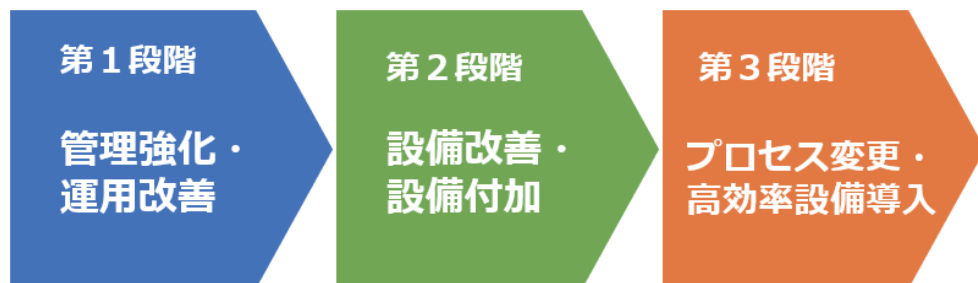
グループ企業、支店別のCO₂排出量等の把握も簡単

- グループ機能を利用すれば、支部や支所など個別に登録しているエコ事業所の取組を把握することができる他、全体のCO₂削減量等も把握することができます。
- グループ内の全エコ事業所の取組結果が把握でき、ランキング表示されます。

(1) 省エネ対策を効果的に進める方法 ※1

●省エネ対策の実施ステップ

省エネ活動を効果的に取り組む方法として、3つのステップがあります。



①第1段階 管理強化・運用改善

- ・既存の設備を前提に作業方法を見直します。
- ・設備投資を行わず、運用改善によりエネルギーの無駄な使用を防止します。
- ・例えば、不要時の消灯、空調の過度な冷暖房の見直し、電動機の無負荷運転・空転防止などがあります。

②第2段階 設備改善・設備付加

- ・本体設備は変更しないで、小規模な投資で設備の付加や一部設備の改善を行って、設備全体としての効率を向上させます。
- ・例えば、熱回収装置や送風機・ポンプの回転数制御装置などの設置があります。

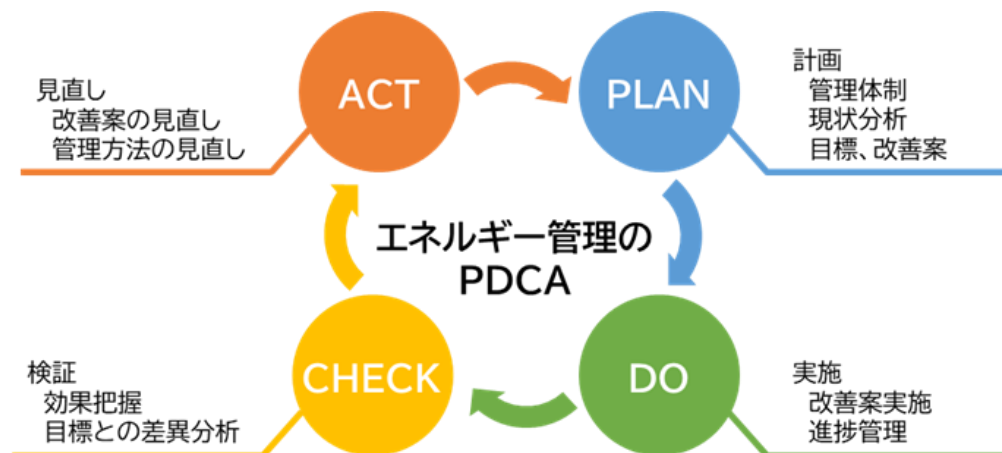
③第3段階 プロセス変更・高効率設備導入

- ・作業工程の連続化や工程の省略、作業条件の変更など、作業工程全体を見直して省エネルギーを図ります。
- ・高効率設備を導入して省エネルギーを達成します。

●PDCA サイクルで継続的に改善

省エネ対策を継続的に進めていくには、PDCA のマネジメントサイクルを回すことが大切です。

- PLAN : 改善案の目的を明確にし、その達成方法を決めます。実施に向かって、内容、実施時期、方法、手順を検討し、関係者に計画の徹底を図ります。
- DO : 目的、達成方法を十分に理解してもらうために教育・訓練を行い、計画に基づいて実施します。
- CHECK : 実施状況の測定・点検を行い、結果を目標と比較して確認します。
- ACT : 目標が達成された場合、作業基準を定めて歯止めをかけます。まだ問題が残っている場合は、修正処置を計画・実行し、その効果を評価します。



計画作成の
お役立ちツール

県センターでは、自社のエネルギー使用量を把握し、計画を作って省エネ対策を進めるためのツールとして「中小規模事業所向け省エネ手引書」を作成しました。以下からダウンロードできます。ぜひご活用ください。

<https://www.ecofukuoka.jp/center/7297.html> もしくは「福岡県センター 省エネ手引書」と検索

また、この手引書を解説する動画も参考にしてください。<https://www.ecofukuoka.jp/center/7670.html>

（２）事業所の省エネ対策 ※２

エネルギー転換の内容や時期を踏まえながら、既存設備の稼働の最適化やエネルギーロスの低減を図りましょう。

代表的な省エネ対策としては、以下が挙げられます。

対策タイプ	実施対策例
運用改善	空調機のフィルター、コイル等の清掃
	空調・換気不要空間への空調・換気停止、運転時間短縮
	冷暖房設定温度・湿度の緩和
	コンプレッサーの吐出圧の低減
	配管の空気漏れ対策
	不要箇所・不要時間帯の消灯
部分更新・機能付加	空調室外機の放熱環境改善
	空調・換気のスケジュール運転・断続運転制御の導入
	窓の断熱性・遮熱性向上(フィルム、塗料、ガラス、ブラインド等)
	蒸気配管・蒸気バルブ・フランジ等の断熱強化
	照明制御機能(タイマー、センサー等)の追加
	ポンプ・ファン・ブロワーの流量・圧力調整(回転数制御等)
設備導入	高効率パッケージエアコンの導入
	適正容量の高効率コンプレッサーの導入
	LED照明の導入
	高効率誘導灯(LED等)の導入
	高効率変圧器の導入
	プレミアム効率モーター(IE3)等の導入
	高効率冷凍・冷蔵設備の導入
	高効率給湯機の導入

（３）省エネ診断、補助制度を活用しよう

省エネ診断

福岡県や（一財）省エネルギーセンターでは、事業所の省エネ対策についてアドバイスなどを行う「省エネ診断」を実施しています。

福岡県省エネルギー相談事業

【対象】省エネ対策を検討している事業者

※原則として業種・規模は問いませんが、自治体の皆様、複数事業所の診断を希望する事業者様の2事業所目以降の診断については10月以降に受付可能な場合のみ実施予定です。

【内容】現有設備の運用改善や設備更新による省エネ効果などを中立的にアドバイスします。また、相談への回答後も適宜フォローし、省エネ関連制度の紹介や活用支援も行います。

【診断料】無料

【問い合わせ先】（一財）九州環境管理協会 TEL 092-674-2360

（福岡県地球温暖化防止活動推進センター）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouenesodan.html>

省エネ最適化診断

【対象】中小企業者（課税所得額等の条件により対象外あり）

年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100kL以上1,500kL未満の工場・ビル等

【内容】省エネ診断と再エネ提案を組合せ、エネルギー利用を最適化する方法をアドバイスします。

【診断料】有料

【問い合わせ先】（一財）省エネルギーセンター省エネ診断事務局

TEL 03-5439-9732 <https://www.eccj.or.jp/shindan/index.html>

補助制度

国や県では省エネ対策等で使える補助金、融資制度があります。各省庁等のホームページでも紹介されているので参考にしてください。

経済産業省資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/

福岡県「ふくおかエコライフ応援サイト 補助金・セミナー等支援メニュー」

<https://www.ecofukuoka.jp/administrator/7256.html>

(1) 再生可能エネルギー活用について ※3

近年、再エネの導入が普及しています。我が国での再エネ電力の導入状況を見ると、2024年度で電源構成の約23.1%を占めており、2030年度には再エネを主力電源化とすべく、36~38%の導入目標が掲げられています。

(2) 具体的な再エネ活用手法 ※4

我が国における再エネ電力の活用（＝調達）手法は、以下のとおり大きく4つあります。

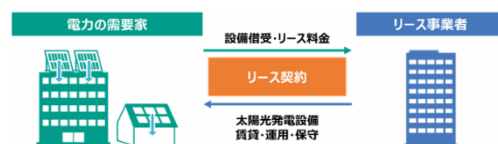
①敷地内での太陽光発電の導入

ア) 建物屋根への導入（購入方式）

企業が、所有する事業所の建物屋根（敷地内）に太陽光発電設備の設置・維持管理を行い、発電電力量を同事業所内で自家消費する仕組み。

イ) 建物屋根への導入（リース方式）

リース事業者が、需要家の事業所の建物屋根（敷地内）に太陽光発電設備の設置を行う。需要家はリース事業者に対して月々のリース料を支払う仕組み。



ウ) 建物屋根への導入（オンサイト PPA 方式）

発電事業者が、需要家の建物屋根に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電した電気を需要家に供給する仕組み。



②敷地外での太陽光発電の導入

ア) 自営線方式

需要家又は発電事業者が、電力需要施設の敷地外に太陽光発電を設置し、そこで発電した電力量を電力系統とは別に送電線（いわゆる“自営線”）を整備して、同事業所に供給・消費する仕組み。

イ) 自己託送方式

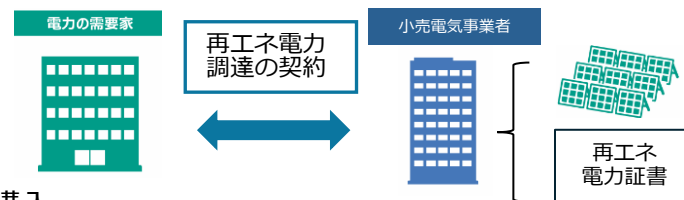
需要家又は発電事業者が、電力需要施設の敷地外において太陽光発電を設置し、そこで発電した電力量を電力系統を経由（いわゆる“自己託送制度”）して、同事業所に供給・消費する仕組み。

ウ) 間接型オフサイトコーポレート PPA

発電事業者が発電した電力を特定の需要家に供給することを約束し、対象となる発電設備が電力需要施設と離れた場所に設置された場合に、小売電気事業者を介してその需要家に電力を供給する契約方式。

③再エネ電力メニューへの切り替え

需要家が、小売電気事業者の「再エネ電力メニュー」から再エネ電力を調達する契約を締結する仕組み。



④再エネ電力証書の購入

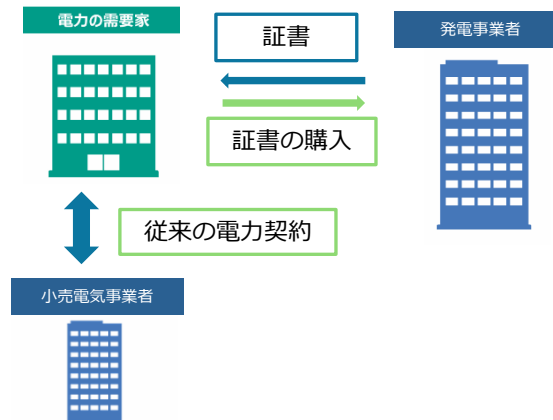
電力の需要家が再エネ電力とは別に再エネ由来の環境価値だけを証書として購入することで、再エネ電力の価値（CO₂排出削減効果等）を有することができる仕組み。

ア) 再エネ電力 J-クレジット

イ) グリーン電力証書

ウ) 非化石証書

「非化石証書」は、石油や石炭などの化石燃料を使っていない「非化石電源」で発電された電気が持つ「非化石価値」を取り出し、証書にして売買する制度。



再エネ電力の活用手法それぞれの特徴等を踏まえ、再エネ電力の調達方針について検討を行いましょう。

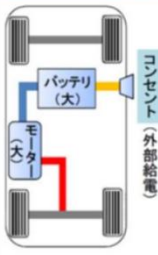
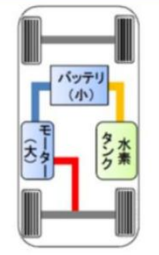
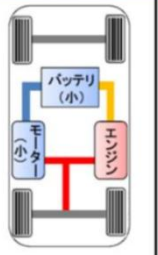
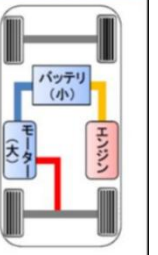
検討に際しては、短期的、中長期的な視点で、企業の脱炭素化が着実に実現できる手法を採用することが重要になります。

既に再エネ活用に取り組んでいる企業では、様々な調達手法の適切な組合せにより、脱炭素化を進めています。

(1) 自動車の電動化 ※5

電気を動力源として使う自動車を「電動車」と呼びますが、動力源の100%が電気である「電気自動車（EV）」のほかにも、ガソリンと電気の両方を使う「ハイブリッド自動車（HV・HEV）」や「プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV・PHEV）」、水素を使って電気をつくる「燃料電池自動車（FCV・FCEV）」があります。

国は、走行時のCO₂排出量や航続距離など各電動車の特徴を踏まえ、特定の技術に限定することなく、あらゆる技術の選択肢を追求することが必要であると考えており、「2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%」という目標を掲げています。

	①電気自動車（EV）	②燃料電池自動車（FCV）	③プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）	ハイブリッド自動車（HV）	
				④トヨタ型（プリウス等）	⑤日産型（e-Power）
構造					
長所	・走行時にCO ₂ が排出されない	・走行時にCO ₂ が排出されない ・航続距離が長い ・充電時間が短い	・電動モード時は走行時にCO ₂ が排出されない ・電欠してもエンジンで走行が可能	・従来のガソリン車に比べて燃費が優れている	

(2) ゼロカーボン・ドライブ ※6

自社の建物屋根に太陽光発電を導入するなどの再生電力とEV/PHEV/FCVを組み合わせ活用する「ゼロカーボン・ドライブ」を実施・導入し、自動車による移動を脱炭素しましょう。



(3) フロン対策について ※7,※8

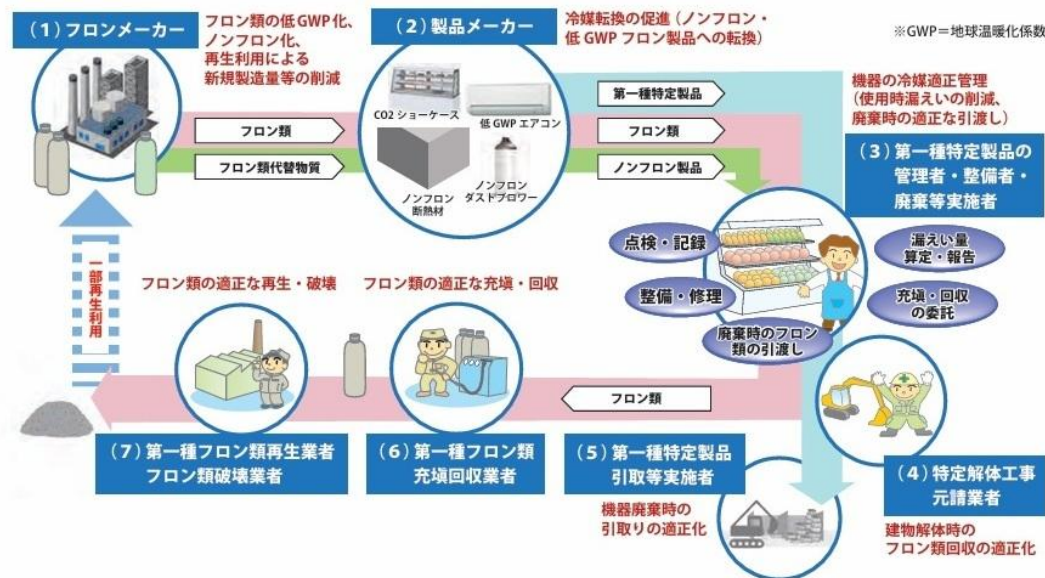
フロン類は、化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。

しかしながら、フロン類による「オゾン層の破壊」や「地球温暖化（二酸化炭素の数十倍～1万倍以上の大きな温室効果）」といった地球環境への影響が明らかになったため、現在は、より影響の少ないフロン類や他の物質への代替が可能な分野から進められています。

また、フロン類の大気中への排出を抑制するため、その製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）」により進められています。各主体の取り組みを適切に実施しましょう。

なお、地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）では、フロン類（ハイドロフルオロカーボン）の排出量を、2013年度比で2030年に44%減、2040年に72%減の水準とすることを目標に掲げています。

フロン排出抑制法の全体像



(1) エコアクション 21 (EA21) とは ※9

エコアクション 21 (以下、EA21) は、環境省が策定した日本独自の環境経営システムです。一般に PDCA サイクルと呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善することを基本に、組織や事業者が環境への取組を自主的に行うための方法です。EA21 はあらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組んでいけるように工夫されています。

EA21 には 4 つの特徴があります。

- ① 中小企業でも容易に取り組める環境経営システムです
- ② 必要な環境への取組を規定しています
- ③ 環境コミュニケーションに取り組みます
- ④ 事業者の自主的・積極的な取組を第三者が評価します

(2) エコアクション 21 の取組による 5 つのメリット ※10

EA21 に取り組むことによって、事業活動の向上や効率化など経営に有利な展開が可能になり、事業者自身が環境への取組をアピールすることで社会的信頼性が確保できます。EA21 に取り組むメリットは 5 つあります。

①経営力の向上や組織の活性化

経営における課題とチャンスを確認することで、従来の環境活動において経営との相関性を持たせることが可能になります。

②顧客や取引先などからの要望に対応できる

EA21 を通じて、自組織の環境対応を実施、情報発信することで、取引先への要求に応え、また顧客に対して配慮していることを伝えることができます。

③取組項目が明確で、効果的・効率的な活動が可能

EA21 では、事業者・組織の実務負担の軽減に配慮し、必ず把握すべき環境負荷項目と必ず取り組むべき活動を定めています。

④環境経営レポートによる自らの取組の情報発信

コミュニケーションツールである環境経営レポートを作成、公表することで利害関係者との相互理解を深めていくことが可能です。

⑤第三者認証による社会的信頼の確保

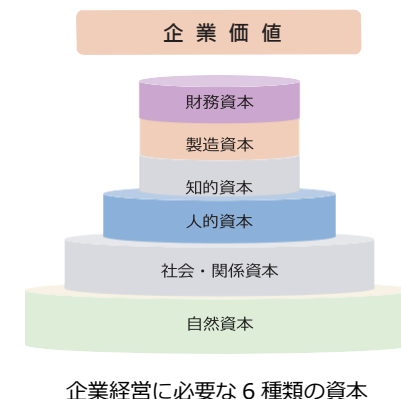
EA21 は、第三者による審査を実施し、第三者機関（環境省による要件適合確認を受けたエコアクション 21 中央事務局）が認証・登録を行う仕組みです。

(3) ガイドライン (2017 年版) の特徴 ※11

EA21 は、「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」に改訂された際、従来の環境経営の推進からさらに、事業者の成長を加速させ、進化を最大化できることを念頭に策定され、経営全体を発展させることができる仕組みになりました。

EA21 では、企業経営に必要な 6 つの資本のうち、人的資本、社会・関係資本、自然資本の質的向上を実現することによって、財務資本、製造資本、知的資本を増強するため、必要な社会的な信頼性を得ることができるとしています。

また、ガイドラインには新たな要求事項として「代表者による経営における課題とチャンスの明確化」を追加しています。6 つの資本を鑑みて、組織経営における強み・弱みを仕組みに反映させるため、EA21 では審査員が経営を主体に代表者に寄り添った審査、助言を行い、事業者の成長を加速させ、経営全体を発展させることができます。



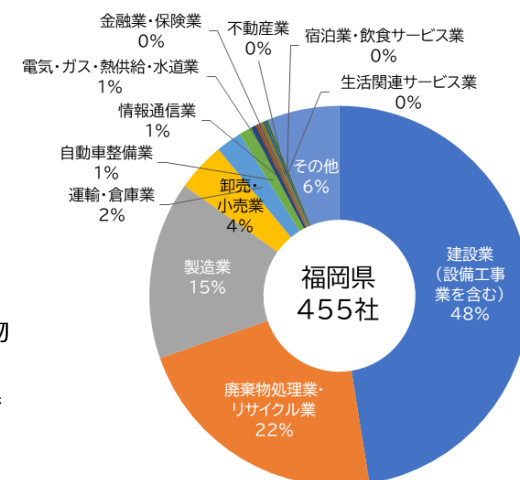
(4) エコアクション 21 認証登録事業者等の現状 ※9

●EA21 認証・登録事業者数

全国の EA21 認証登録事業者は 7,500 社 (2026 年 3 月末現在) で、近年横ばい傾向です。このうち福岡県では 455 社が登録されています。

●EA21 認証・登録事業者の業種

福岡県内の登録事業者で最も多いのは建設業（設備工事業を含む）で全体の 48% を占めています。次いで廃棄物処理業・リサイクル業 22%、製造業 15%、その他、卸売業・小売業の順です。



(5) エコアクション 21 導入支援等サービス ※9~11

●エコアクション 21 認証・登録の仕組み

EA21 では、利害関係を持たない第三者機関である中央事務局が事業者認証・登録を行い、中央事務局が規定した地域事務局の承認及び審査員の要員認証を行うなど、認証・登録制度の運営を行います。審査員は事業者に対して指導・助言を行います。EA21 の認証・登録の手順は右のとおりです。

- ① 申込
↓
- ② 審査準備・登録審査
↓
- ③ 判定
↓
- ④ 認証・登録手続き
↓
- ⑤ 認証・登録後対応
(中間審査と更新審査の繰返し)

●エコアクション 21 の構築支援制度

□エコアクション 21 導入セミナー

福岡県内事業者でこれから EA21 認証・登録を検討されている事業者を対象としたセミナーで、自治体（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市）、エコアクション 21 地域事務局が主催します。

<セミナープログラム>

- ・EA21 認証・登録制度について
- ・事業者支援のプログラムについて
- ・各自治体の入札加点制度について
- ・自治体の取得補助制度について

※EA21 審査員による個別相談もできます。



□自治体イニシアティブプログラム(IP)

自治体の域内の 3 以上の事業者が一斉にエコアクション 21 に取り組みます。審査員を講師としてセミナー形式で様々なアドバイスが受けられます。

□関係企業グリーン化プログラム(GP)

中核となる企業と業務上関係する企業（取引先・子会社）が一斉に取り組みます。IP と同様にセミナー形式で、プログラム費用は中央事務局が負担します。

□認証・登録事業者フォローアップセミナー

既に EA21 認証・登録を取得して取組を実施している事業者を対象に、取組の更なる向上を目的に実施するセミナーです。

<セミナープログラム>

- ・ガイドラインのポイント
- ・最新の環境関連法令の情報
- ・企業活動と SDGs
- ・公共工事入札加点状況
- ・優良産廃処理業者認定制度



□その他の支援（環境マイスター講師派遣制度）

福岡県地球温暖化防止活動推進センターの講師派遣制度を活用すると、環境マイスターを企業に派遣して、EA21 導入コンサルティング、社員教育講座を無料で行うことができます。環境マイスターは EA21 審査員、環境カウンセラー（事業者部門）等が担当します。

※もう一度目的を確認してみよう！

EA21 の認証・登録が目的ではありません。また、EA21 の取組を繰り返して認証・登録を維持することでもありません。

EA21 は環境経営システムの継続的な改善を行って企業価値を高めることが目的です。

■エコアクション 21 に関する問合せ先

●エコアクション 21 中央事務局（一般財団法人 持続性推進機構）

<https://www.ea21.jp>

●福岡県のエコアクション 21 地域事務局

エコアクション 21 地域事務局環境未来（特定非営利活動法人 北九州テクノサポート）

北九州市戸畑区中原新町 2-1 TEL 093-873-1453

<http://www.npo-kts.org/EA21Homepage1.htm>

エコアクション 21 地域事務局 ECO-KEEA 九環協（一般財団法人 九州環境管理協会）

福岡市東区松香台 1-10-1 TEL 092-662-0413

<https://keea.or.jp>

(1) 地球の温暖化現象の傾向と気候変動による影響 ※12,※13

●地球温暖化の現状

・増加し続ける二酸化炭素（CO₂）濃度

2023 年の世界の温室効果ガス総排出量は、前年から 1.3%増加し、全体でおよそ 571 億トン CO₂となり、過去最高に達しました（下図）。この増加率は、2000 年代の年平均増加率であった 2.2%に比べると鈍化傾向ですが、COVID-19 パンデミック前の 10 年間（2010～2019 年）の年平均増加率 0.9%をわずかに上回っています。

・上昇し続ける世界平均気温

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 6 次評価報告書によると、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃の温暖化に達したとされています。

2023 年には国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。



(2) パリ協定

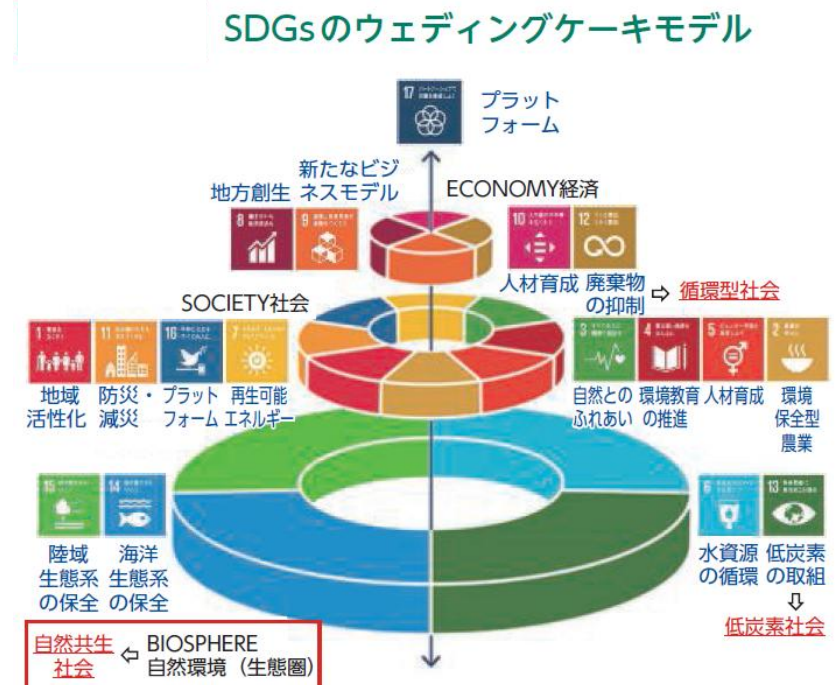
2015 年にパリで開催された COP21 では、2020 年以降の温室効果ガスの排出量削減等に先進国・途上国の区別なく、全ての締約国が参加して取り組むことに合意した、新たな国際枠組であるパリ協定が採択され、「平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされました。

(3) 持続可能な社会の実現に向けて ※12

2024 年の世界の年平均気温は、観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況で、我が国においても、2024 年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機を克服し、「勝負の 2030 年」にも対応するため、炭素中立（ネット・ゼロ）で、循環経済（サーキュラーエコノミー）で、自然再興（ネイチャーポジティブ）な経済の実現を目指す必要があります。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然) 環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



(4) 国の目標 ※12,※14

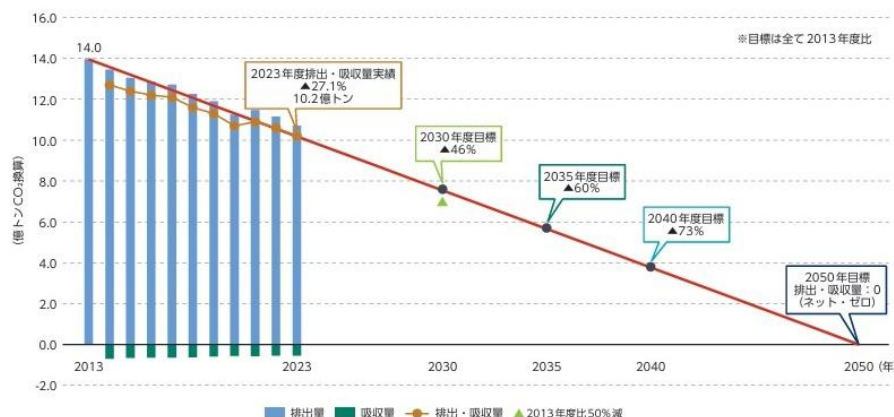
●2050 年カーボンニュートラル（CN）宣言

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

●2030 年以降の温室効果ガス削減目標

2025 年 2 月に新たな地球温暖化対策計画を閣議決定し、日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度から 46%削減することに加え、2035 年度、2040 年度に、それぞれ 60%、73%削減することを目指しました。

目標を達成するには、これまでも増して県民、事業者、行政の各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。



(5) 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施 ※15

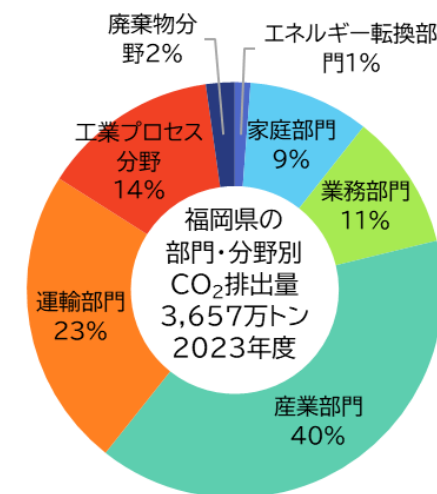
- ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の導入
- ② 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギーの立地促進
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した省エネルギーと再生可能エネルギー電気調達の推進や、更新や改修時の ZEB 化誘導
- ④ 住宅・建築物の省エネルギー性能等の向上
- ⑤ ゼロカーボン・ドライブの普及
- ⑥ 資源循環の高度化（循環経済への移行）
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- ⑧ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

(6) 福岡県の二酸化炭素排出量 ※16

福岡県の部門別二酸化炭素排出量の割合は、次のとおりです。

福岡県の二酸化炭素総排出量は 3,657 万トン（2023 年度）で、このうち産業部門が 40%、運輸部門が 23%、業務部門が 11%、家庭部門が 9%を占めています。

基準年度（2013 年度）の二酸化炭素総排出量と比べ 35.4%、前年度より 15.2%減少しました。



(7) 緩和策と適応策 ※17

気候変動への対策には、大きく分けて、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を減らす「緩和」と、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の 2 つがあり、「緩和」と「適応」は車の両輪の関係とされています。

温室効果ガスの増加

化石燃料使用による
二酸化炭素の排出など

気候変動

気温上昇(地球温暖化)
降雨パターンの変化
海面上昇など

気候変動の影響

生活、社会、経済
自然環境への影響

緩和

温室効果ガスの
排出を抑制する

地球温暖化対策推進法

適応

被害を回避・
軽減する

気候変動適応法

(1) 企業の脱炭素経営の背景 ※2

●脱炭素経営の取組により選ばれる企業へ

日本を含め各国政府は脱炭素社会の実現に向けて大きな社会構造の変革に取り組んでいます。このような脱炭素に向けた急激な社会変化を最先端で進めているのは、世界的に事業展開を進めている大企業です。背景にあるのは、機関投資家・消費者・社会からの脱炭素化の要請に応え続けなければ自社が選ばれなくなる、つまり製品・サービスを購入してもらいにくくなったり資金調達が難しくなったりすることで、事業活動を継続できなくなるという危機感です。こうした要請は例えば、金融機関なら化石燃料産業等からの投資撤退や脱炭素化への働きかけといった動きです。

また、消費者側ではSDGsに貢献する製品・サービスの選好が増えつつあります。企業にとって、脱炭素化に向けた社会の動きは無視できない課題なのです。

●中小規模事業者におけるカーボンニュートラル対応の重要性

中小規模事業者は事業展開を進める大企業とサプライチェーンで繋がっています。大企業は自らの事業活動の脱炭素化を図るとともに、企業自らサステナブル調達の指針等を設け、サプライチェーン上の企業に対して指針に準じた対応（中小規模事業者に対するCO₂排出量の開示や削減を促すなど）をするよう要請し始めています。こうしたことから、大企業同様に中小規模事業者も、脱炭素という潮流への対応が必要になりつつある、と言えます。

このように、世の中の動きは日々脱炭素に向かっており、この流れによって、大企業だけでなく中小規模事業者が脱炭素への対応有無によって選別される可能性が高まりつつあります。

これは数年後に自社が選ばれなくなるという大きな潜在リスクである一方、この脱炭素化の流れを上手に捉えれば比較優位・競争力を生み出す機会に変わることもあるということです。取り組めばチャンスに、取り組まなければ将来のリスクに繋がるのが脱炭素経営の性質です。5年後、10年後を見据え、「選ばれる企業」になるために脱炭素経営への第一歩を始めましょう。

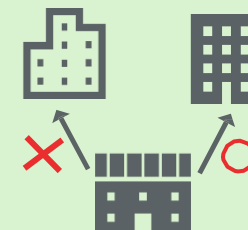
(2) 脱炭素経営を実践するにあたってのポイント

脱炭素社会の実現には、温室効果ガスの排出削減が重要です。温室効果ガスの排出削減には3つのポイントがあります。①高効率機器・設備の導入や設備更新・運用改善等によるエネルギー消費量の削減、②再生可能エネルギー等の導入、③EVやヒートポンプ利用等による電化促進です。

(3) 脱炭素経営によって期待される5つのメリット ※18

優位性の構築

他社より早く取り組むことで「脱炭素経営が進んでいる企業」や「先進的な企業」という良いイメージを獲得できます。



光熱費・燃料費の低減

年々高騰する原料費の対策にも。企業の業種によっては光熱費が半分近く削減できることもあります。



知名度・認知度向上

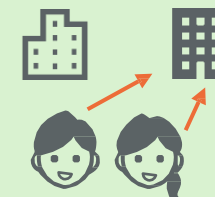
環境に対する先進的な取組がメディアに取り上げられることも。お問い合わせが増えることで売上の増加も見込めます。



社員のモチベーション・

人材獲得力向上

自社の社会貢献は社員のモチベーションにつながります。また、サステナブルな企業へ従事したい社員数は年々増加しています。



好条件での資金調達

企業の長期的な期待値を測る指標として、脱炭素への取組が重要指標化しています。



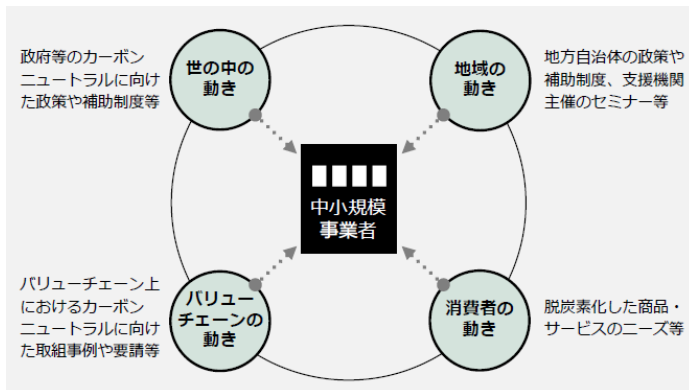
(4) 脱炭素化を計画する検討手順 ～脱炭素経営に向けた3ステップ～ ※18

脱炭素経営は、2050年カーボンニュートラルを見据えた自社の目指す姿を定めた上で、CO₂排出量の削減に向けた有効な対策を実行しましょう。

①知る

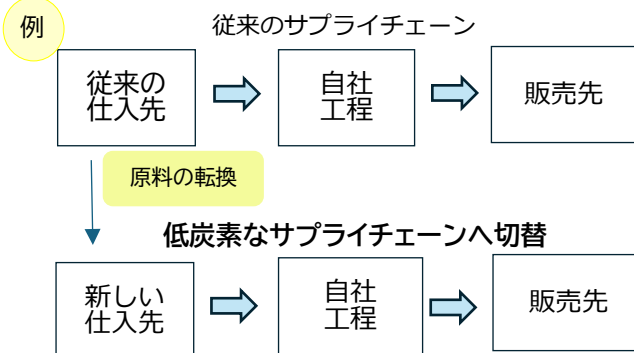
1-1 情報の収集

2050年カーボンニュートラルに向けた潮流を自分事で捉えましょう。



1-2 方針の検討

現状の経営方針や経営理念を踏まえ、脱炭素経営で目指す方向性を検討してみましょう。

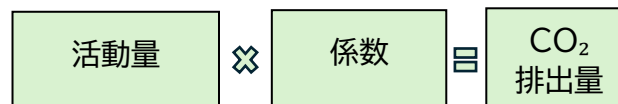


②測る

2-1 CO₂排出量の算定

自社のCO₂排出量を算定することで、カーボンニュートラルに向けた取組の理解を深めましょう。

●CO₂排出量の算定式の概要



使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のことを言います。

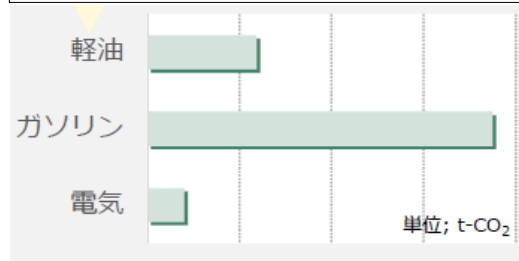
活動量当たりのCO₂排出量のことを言います。

2-2 削減ターゲットの特定

自社の主要な排出源となる事業活動やその設備等を把握することで、どこから削減に取り組むべきかあたりを付けてみましょう。

例

営業車でガソリン使用に伴う排出量が多い。公共交通機関の活用やエコドライブで、削減できないか検討しよう。



③減らす

3-1 削減計画の策定

自社のCO₂排出源の特徴を踏まえ、削減対策を検討し、実施計画を策定しましょう。

- 3つの検討事項
 - ①時系列、②事業所・設備間、③適正值
- 定量的な目標を定めよう
- 対策の洗い出し
- 削減対策のリストアップ
- 実施計画を立てよう

例

削減対策	実行時期		
	短期	中期	長期
こまめに電気を消す	■		
照明をLED化する	■	■	
EVIに切り替える		■	■
太陽光を設置する		■	■

3-2 削減対策の実行

社外の支援も受けながら、削減対策を実行しましょう。また定期的な見直しにより、CO₂排出量削減に向けた取組のレベルアップを図りましょう。

- 削減対策の実行
 - 実施計画に沿って削減対策を実行してみましょう。
- 効果の検証、対策・計画の見直し
 - 自社のCO₂排出量を定期的にチェックし、目標に対する進捗やギャップを確認しましょう。

(1) SDGs (Sustainable Development Goals) ※19

SDGs とは 2015 年に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で、国連加盟国が達成を目指す 2016 年～2030 年までの国際目標です。「誰ひとり取り残さない」という共通理念のもと、17 の目標と 169 のターゲットで構成されています。

17 の目標と 169 のターゲットは 5 つの P で分類することもできます。

- ①People（人間）貧しさを解決し、健康に [ゴール 1～6]
- ②Prosperity（豊かさ）経済的に豊かで、安心して暮らせる世界に [ゴール 7～11]
- ③Planet（地球）自然と共存して、地球の環境を守る [ゴール 12～15]
- ④Peace（平和）争いのない平和を知ることから実現 [ゴール 16]
- ⑤Partnership（パートナーシップ）みんなが協力し合う [ゴール 17]

(2) 日本の実施指針 ※20,※21

日本では SDGs 実施指針(2016)により、主要原則などが定められています。

●ビジョン

持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。

●主要原則

1. 普遍性	国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む
2. 包摂性	人権の尊重とジェンダー平等の実現を目指し、脆弱な立場の人々まで誰ひとり取り残さない
3. 参画型	あらゆるステークホルダーや当事者の参画を重視し、全員参加型で取り組む
4. 統合性	経済・社会・環境の3分野を統合的解決の視点を持って取り組み、有機的に連動させて実施する
5. 透明性と説明責任	取組の実施状況を定期的に評価、公表する

その後、2023 年に改訂され、実施に当たっての指針として、次の重点事項が定められ具体的取組を強化・加速することとされています。

- ① 持続的な経済・社会システムの構築
- ② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③ 地球規模課題への取組強化
- ④ 国際社会との連携・協働
- ⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進



(3) 企業が SDGs に取り組む理由（必要性） ※19,※22

人間が環境保護や人権を考慮せず、利益を追求して野放図に振る舞い続ければ、世界が立ち行かなくなります。「自分たちさえよければいい」では結果的に自分の首を締めることになります。SDGs は私たち人類と地球を守るために達成しなければいけない国際公約です。

世界が SDGs 達成を目指す中、これを無視する事業活動は企業の持続可能性を揺るがす「リスク」になります。一方で、企業がビジネスを通じて SDGs に取り組むことは企業の基盤強化と共に市場獲得の大きな「機会」になります。

環境省は、中小企業の方がむしろ大企業よりも SDGs の達成に向けて取り組みやすいと指摘し、4 つのメリットを挙げています。

①企業イメージの向上

SDGs への取組をアピールすることで多様性に富んだ人材確保につながる

②社会の課題への対応

経営リスクの回避とともに社会への貢献や地域での信頼獲得につながる

③生存戦略になる

ビジネスにおける取引条件や持続可能な経営を行う戦略として活用できる

④新たな事業機会の創出

今までになかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながる

(4) SDGs に取り組むための手順例

●持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド ※22

環境省では中小企業向けに SDGs 活用ガイドを作成しており、PDCA サイクルによる 5 段階の取組手順が示されています。

手順 1：取組の意思決定（話し合いと考え方の共有）

- 1) 企業理念の再確認と将来ビジョンの共有
- 2) 経営者の理解と意思決定
- 3) 担当者（キーパーソン）の決定とチームの結成

手順 2：PLAN 取組の着手

（自社の活動内容の棚卸し、SDGs を紐付け）

- 1) 棚卸の進め方
- 2) 事業・活動の環境や地域社会との関係の整理
- 3) SDGs のゴール・ターゲットとの紐付け

手順 3：DO 具体的な取組の検討と実施（取組の目的・内容・ゴール・担当の決定）

→取組の行動計画作成、社内の理解と協力

- 1) 取組の動機と目的
- 2) 取り組み方
- 3) 資金調達について考える

手順 4：CHECK 取組状況の確認と評価

（取組の実施、結果を評価）

- 1) 取組経過の記録
- 2) 取組結果の評価とレポート作成

手順 5：ACTION 取組の見直し

（一連の取組の整理、外部への発信）

→次の取組展開

- 1) 外部への発信
- 2) 次の取組への展開



●SDG Compass ※23

SDG コンパスは企業が SDGs を経営戦略に統合させ、SDGs への貢献を測定・管理していくための指針として、国連グローバルコンパクト等が作成したものです。

SDG コンパスでは SDGs に取り組むために 5 つのステップを推奨しています。

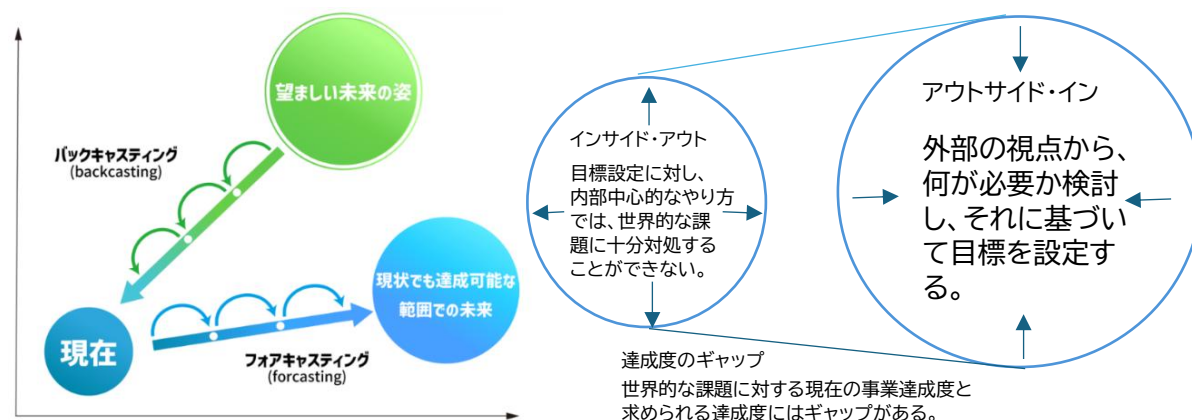
- ・STEP1：SDGs を理解する
SDGs がもたらす機会と責任を理解
- ・STEP2：優先課題を決定する
優先課題の所在を明らかにして取組の重点化を図る
- ・STEP3：目標を設定する
目標や KPI は達成度を高めるうえで不可欠（KPI:重要業績評価指標）
- ・STEP4：経営へ統合する
目標を組織に定着させて全社的な取組にする
- ・STEP5：報告とコミュニケーションを行う
進捗状況の定期的な報告とコミュニケーション

※STEP 2 から STEP5 を繰り返し、企業活動をブラッシュアップ

□SDGs に取り組むためのチェックポイント ※23,※24

★SDGs は野心的な目標を掲げ、未来のあるべき姿から今やるべきことを逆算して考えて行動する「バックカスティング」の考え方が求められています。

★SDGs は外部の視点から社会的なニーズに基づき目標を設定し、自分たちは何をすべきかを考えて行動する「アウトサイド・イン」の発想が求められています



(1) ふくおかエコライフ応援サイト

ふくおかエコライフ応援サイトでは、気候変動等に関する情報提供等を行っています。県内の温室効果ガス排出量などの情報の他、環境用語集などもあります。ぜひご覧いただき、エコ情報ポータルサイトとしてご活用ください。



(2) エコふあみアプリ

九州エコファミリー応援アプリ「エコふあみ」を活用して、家庭でも省エネルギー・省資源に取り組みましょう。



グラフでは、対前年度や九州平均との比較もできるため、自分の生活の振り返りができます。

また、毎日エコチェックでは、すぐにできるエコ活動をピックアップしているため、ぜひ選択肢に出ている活動を取り組んでみてください。



ダウンロードはこちらから

(3) デコ活 ※25

国は 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度温室効果ガス削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を展開しています。

○デコ活とは

『デコ活』とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と、活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。



○デコ活アクション

デコ活アクション

\ まずはここから /

デ
**電気も省エネ
断熱住宅**

コ
**こだわる楽しさ
エコグッズ**

カ
**感謝の心
食べ残しゼロ**

ツ
**つながるオフィス
テレワーク**

ひとりでにCO₂が下がる

住 節水できる機器、高効率の給湯器を選ぶ	移 環境にやさしい次世代自動車を選ぶ	住 太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
-----------------------------	---------------------------	----------------------------------

みんなで実践

衣 クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む	住 ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する	食 地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
移 できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する	買 はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	住 宅配便は一度で受け取る

職場でできるデコ活アクションもたくさんあります。

- ・断熱窓、LED 照明
- ・テレワーク
- ・次世代自動車
- ・太陽光発電
- ・クールビズ

ウォームビズ など

○デコ活宣言

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創るというデコ活の考え方に賛同し取り組まれる方には、「デコ活宣言」をお願いしています。個人でも企業/団体でも宣言可能です。

宣言は、環境省 HP デコ活サイトからできます。

宣言していただくと、①会社名、②宣言内容、③メッセージなどがサイト上で紹介されます。

詳しくは「環境省 デコ活」で検索してください。

法律・条例名称	問合せ先・電話番号
【法律】 ●環境基本法 ●環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境政策課 (企画広報班)092-643-3355
【法律】 ●公害紛争処理法(※自然環境課と共管) ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ●公害健康被害の補償等に関する法律 ●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) ●大気汚染防止法 ●騒音規制法 ●悪臭防止法 ●振動規制法 ●ダイオキシン類対策特別措置法 ●フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法) ●石綿による健康被害の救済に関する法律 ●水質汚濁防止法 ●瀬戸内海環境保全特別措置法 ●湖沼水質保全特別措置法 ●特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ●有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律 ●土壌汚染対策法	水・大気環境課 (調査指導係)092-643-3359 (大気係)092-643-3360 (水質係)092-643-3359 (土壌係)092-643-3361
【条例】 ●福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 ●水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	
【法律】 ●地球温暖化対策の推進に関する法律 ●国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) ●国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) ●気候変動適応法	脱炭素社会推進課 (企画調整係)092-643-3148 (地域脱炭素推進係)092-643-3356 (再生可能エネルギー推進係)092-643-3228
【法律】 ●循環型社会形成推進基本法 ●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法) ●特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) ●資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) ●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法) ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法) ●食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法) ●資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(再資源化事業等高度化法)	循環型社会推進課 (企画係)092-643-3371 (リサイクル係)092-643-3372 (事業化推進係)092-643-3381
【条例】 ●福岡県産業廃棄物税基金条例	
【法律】 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ●浄化槽法 ●使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) ●下水道法(※下水道課と共管) ●ダイオキシン類対策特別措置法(一般廃棄物最終処分場の維持管理) ●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ●下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 ●美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)	廃棄物対策課 (計画指導係)092-643-3363 (施設第一係)092-643-3398 (施設第二係)092-643-3364
【条例】 ●福岡県ごみ散乱防止条例 ●福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 ●福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例 ●福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 ●福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	
【法律】 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物及び有害使用済機器に係る検査及び違反行為等の是正に関すること) ●ダイオキシン類対策特別措置法(産業廃棄物に係る焼却施設から排出されるばいじん等の処理に関する指導及び産業廃棄物最終処分場の維持管理に関すること) ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(特定建設資材廃棄物の再資源化等に関すること)	産業廃棄物監視指導課 (廃棄物指導第一係)092-643-3397 (廃棄物指導第二係)092-643-3395
【条例】 ●福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例(事務所等に係る検査及び違反行為等の是正に関すること) ●福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 (産業廃棄物の排出事業者等の事務所等への立入検査及び違反行為等の是正に関すること)	

法律・条例名称	問合せ先・電話番号
【法律】 ●温泉法 ●自然公園法 ●自然環境保全法 ●瀬戸内海環境保全特別措置法(自然海浜の保全に関すること) ●環境影響評価法 ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(※経営技術支援課と共管) ●生物多様性基本法 ●公害紛争処理法(※水・大気環境課と共管) ●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	自然環境課 (環境影響審査係)092-643-3368 (野生生物係)092-643-3367 (自然公園係)092-643-3369
【条例】 ●福岡県立自然公園条例 ●福岡県環境保全に関する条例 ●福岡県自然海浜保全地区条例 ●福岡県環境影響評価条例 ●福岡県公害紛争処理条例 ●福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	
【法律】 ●水道法 ●水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律	上水道事業室 092-643-3376
【法律】 ●下水道法(※廃棄物対策課と共管) 【条例】 ●福岡県流域下水道条例	上下水道課 092-643-3727
【条例】 ●騒音防止条例	県警本部生活経済課 092-641-4141
【法律】 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に関すること)	県土整備企画課 (技術調査班)092-643-3644
【法律】 ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(建築物の特定建設資材に係る分別解体等に関すること) ●都市の低炭素化の促進に関する法律(低炭素建築物)(新築等計画の認定に関すること) ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築指導課 (建築審査係)092-643-3722
【法律】 ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)(肥料に関すること)	経営技術支援課 (生産資材係)092-643-3572
【条例】 ●福岡県産業廃棄物税条例	税務課 (間税係)092-643-3065

※注：これらは主に環境部の事務事業に関連する法律、条例についてまとめたもので、ISO14001の規格の要求事項を全て網羅したものではありません。
企業の業種によっては、この他にも法令等の規制を受ける場合がありますので、それぞれの法令担当の国、県、市町村の関係機関にお問い合わせください。

法律・条例等に関するお問い合わせ先

福岡県の条例についてはインターネットで検索できます。福岡県例規全集をご覧ください。

<https://krq001.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

また、県庁県民情報センター及び地区県民情報コーナーでは、「環境部関連例規集」として閲覧が可能です。

県民情報センター	福岡市博多区東公園7-7 福岡県行政棟1階 TEL：092-643-3108 FAX：092-643-3107
地区県民情報コーナー	北九州県民情報コーナー 北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎2階 TEL・FAX 093-581-4943 筑豊県民情報コーナー 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1階 TEL・FAX 0948-29-5459 筑後県民情報コーナー 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 TEL・FAX 0942-30-1030 京築県民情報コーナー 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1階 TEL・FAX 0930-23-9189

※ 県の条例とは別に各市町村でも独自の条例を制定している場合がありますので、該当の市町村へご確認ください。

11. 参考文献一覧

- ※1 福岡県地球温暖化防止活動推進センター「中小規模事業者向け省エネ手引書」
<https://www.ecofukuoka.jp/center/7297.html>
- ※2 環境省「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」Ver.1.1
<https://www.env.go.jp/content/900440895.pdf>
- ※3 資源エネルギー庁「令和6年度(2024年度)におけるエネルギー需給実績(確報)」
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/honbun2024fykaku.pdf
- ※4 環境省「はじめての再エネ活用ガイド(企業向け)」
<https://www.env.go.jp/content/000392100.pdf>
- ※5 資源エネルギー庁「自動車の“脱炭素化”のいま」
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyoku/xevev_2022now.html
- ※6 環境省「Let's ゼロトラ!! (ゼロカーボン・ドライブ)」
https://www.env.go.jp/air/zero_carbon_drive/
- ※7 福岡県「フロン対策」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/furon-top.html>
- ※8 環境省 経産省「フロン排出抑制法ポータルサイト」
<https://www.env.go.jp/earth/furon/gaiyo/sanko.html>
- ※9 エコアクション 21 中央事務局
<https://www.ea21.jp>
- ※10 エコアクション 21 研究会
『改訂版 よくわかるエコアクション 21 Q & A - 基本から実務まで -』
第一法規、2018
- ※11 環境省「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」
<https://www.env.go.jp/content/900497010.pdf>
- ※12 環境省「令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>
- ※13 「IPCC 第6次評価報告書 統合報告書 政策決定者向け要約」
(2023年11月時点)
<https://www.env.go.jp/content/000265059.pdf>
- ※14 脱炭素ポータル カーボンニュートラルとは
https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/
- ※15 国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap.pdf
- ※16 福岡県地球温暖化防止活動推進センター
「2023年度(令和5年度)福岡県温室効果ガス排出量算定結果報告書」
- ※17 環境省「気候変動影響評価報告書及び気候変動適応計画について」
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/kikohendo_kondankai/part5/part5_4-2.pdf
- ※18 環境省「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」Ver.1.0
<https://www.env.go.jp/content/000114653.pdf>
- ※19 バウンド
『60分でわかる! SDGs 超入門』(株)技術評論社 .2019
- ※20 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000252818.pdf>
- ※21 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(改訂版)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf
- ※22 環境省「持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド[第2版]」
<http://www.env.go.jp/policy/sdgs/>
- ※23 GRI、国連グローバルコンパクト、wbcsd
「SDG Compass SDGsの企業行動指針-SDGsを企業はどう活用するか-」
https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/5102/SDC_COMPASS_Jpn_0318_30P.pdf
- ※24 SDGs コンパス「バックカスティング思考とは」
<https://sdgs-compass.jp/column/3945>
- ※25 環境省「デコ活」
<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

エコ事業所についてのお問合わせ

福岡県環境部脱炭素社会推進課 地域脱炭素推進係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

TEL : 092-643-3356 FAX : 092-643-3791

mail : chikyu@pref.fukuoka.lg.jp



本書(ふくおかエコ事業所応援 book)についてのお問合わせ

福岡県地球温暖化防止活動推進センター

〒813-0004 福岡市東区松香台 1 丁目 10 番 1 号

TEL : 092-674-2360 FAX : 092-674-2361

mail : fccca@keea.or.jp



本書は「ふくおかエコライフ応援サイト」からダウンロードできます。

2026 年 5 月発行